

## 山の菜採りなどの 遭難に注意

総務課

毎年、山菜採りのシーズンになると、多くの人が山で迷ったり、沢に転落するなどの遭難が多く発生しています。ひとたび遭難が発生すると、捜索・救出のため多くの人に迷惑を掛けることとなります。山菜採りに出掛けるときは、次のことに注意して安全で楽しい山菜採りを心掛けてください。

### ◆入山前

- ・悪天候の日は、晴れた日とはまったく違う表情を見せる恐ろしい山、入山は絶対に止めましょう。

- ・家族に行き先、帰宅時間を知らせて出掛けましょう。
- ・ペットボトル、チョコレート、あめ玉などの携帯食や携帯電話、雨具、ライターなどを携帯しま

しょう。

- ・防寒装備にも十分気を付けましょう。

- ・山と正反対の目立つ色の服装、寒さに備えた服装で入山しましょう。

- ・できるだけ二人以上で出掛けましょう。

### ◆入山時

- ・入山時に再度天気予報を確かめ、天気の急変が予想される場合は入山を控えるなど、十分注意しましょう。

- ・お互いに声を掛け合い、位置を確認して行動しましょう。

- ・がけや急斜面などの危険な場所

- ・無理だと思ったら、引き返すことを決断しましょう。

- ・無理せず、早めの下山に心掛け、午後三時には下山しましょう。

### ◆万が一迷ったら

- ・歩き回らず、大木の陰や岩陰で風を防ぎ、火を焚くくなどして



救

助隊の助けを待ちましょう。特に日没後の行動は危険です。

- ・捜索のヘリコプターの音が聞えたら、広い場所でタオルなどを

## 高病原性鳥インフル エンザについて

西北地域県民局地域農林水産部

振って合図してください。

この春、十和田湖等で死亡したハクチョウから鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されました。このウイルスは渡り鳥によって海外から持ち込まれたものと考えられます。秋から冬はハクチョウ等ガンカモ類の渡りが始まり、鳥インフルエンザ発生の警戒が必要となる時期ですので次のことに注意してください。

### 「鳥を飼っている方へ」

- ①渡り鳥や野鳥との接触を避けるため、野外での放し飼いはしないでください。

- ②鳥小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。

- ③鳥のとさかの出血、顔の腫れ、足の皮下出血、連続する急死などの異常が見られた場合はすぐに家畜保健衛生所に相談してください。

### 「死亡した野鳥を見つけた場合」

- ①野鳥は、冬のエサ不足、環境の厳しさや他の病気で死亡することがあります。発見した場合は、素手で触らずビニール袋に入れて一般廃棄物として処理してください。

- ②ただし野鳥がまとまって死亡しているなど不自然と思われる場合は、鶴田町役場または西北地域県民局地域農林

水産部林業振興課にご相談ください。

「鶏肉・鶏卵の安全性について」  
鶏肉や鶏卵を食べることによって鳥インフルエンザが人に感染する事例は報告されていません。

- ◆相談・問い合わせ先

飼っている鳥については  
西北地域県民局地域農林水産部  
つがる家畜保健衛生所

TEL 0173 (42) 2276

野鳥については  
産業観光課農業振興班  
(内線291)

西北地域県民局地域農林水産部  
林業振興課

TEL 0173 (72) 6613

## 鶴田町医療技術職員 採用試験のお知らせ

町立中央病院

鶴田町立中央病院では、医療技術職員採用試験を次のとおり行います。

- ◆職種および採用予定人員

- 町立病院 薬剤師 一名

- ◆受験資格  
薬剤師免許を有する方、又は免許取得見込みの方

### ◆提出書類

- ・本人の写真添付した履歴書
- ・薬剤師免許証の写し

- ◆申込受付期間  
平成二十年十一月一日（土）～十一月二十九日（土）

### ◆試験の方法

- 作文、面接および書類審査  
(試験の詳細は申し込まれた方に後日お知らせします)

## 10月は「労働保険適用促進月間」です。

労働保険の加入手続きはおすすめですが

労働者を1人でも雇用している事業主（農業水産業の一部を除く）は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。（手続きを行わない場合、職権により強制的に適用を受けることがあります。）

労災保険・・・業務災害及び通勤災害により負傷等した場合、必要な保険給付を行う。

雇用保険・・・労働者が失業した場合、生活安定及び再就職促進のため、必要な失業給付を行う。

加入手続きのご相談、お問い合わせは

ハローワーク五所川原（五所川原公共職業安定所）適用係  
TEL 0173 (34) 3171

・・・労働保険の手続きはお早めに！・・・

## 今月の納税

国民健康保険税

第4期

納期限10月31日(金)

町・県民税

第3期

納期限10月31日(金)

## ◆申込先および問い合わせ先

国民健康保険鶴田町立中央病院  
管理班

〒038-3503

鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾34

TEL (22) 2261

(内線10・11番)

通行止めの  
お知らせ

## 西北地域県民局地域整備部

JR五能線五所川原～陸奥鶴田間の国道339号亀田踏切が、踏切拡幅改良工事のため、平成二十年十一月十日(月)午後二時より平成二十年十二月十日(水)午後二時までの期間、**全面通行止め(歩行者通行可)**になります。皆様にご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお工事期間中は、注意して現地の案内に従ってください。

## ◆問い合わせ先

西北地域県民局地域整備部

道路施設課

TEL 0173 (34) 2111

(内線369)

一日技能教室  
のお知らせ

## 県立弘前高等技術専門校つがる校

県立弘前高等技術専門校つがる校では、一般の方を対象とした「一日技能教室」を開催します。製作した作品は無料で持ち帰ります。

できます。ぜひこの機会にご参加ください。

## ◆日時

平成二十年十一月二十一日(金)

午前九時～正午

## ◆場所

青森県立弘前高等技術専門校

つがる校

## ◆対象者 地域住民の方

## ◆実施内容

①溶接科 焼き肉用鉄板の製作

②配管科 子供用いすの製作

各科とも定員二十人

## ◆服装

実技のできる衣服やズック等を着用。安全に作業できる服装。

## ◆受講料 無料

## ◆受付期間

平成二十年十一月十一日(火)

十一月十八日(火)※土、日

曜日を除く、午前九時～午後四

時三十分

## ◆問い合わせ・申し込み先

〒038-3146

つがる市木造桜木一七ノ二

青森県立弘前高等技術専門校

つがる校

TEL 0173 (42) 2424

## 森田学園祭のご案内

## 森田学園

森田学園では毎年「森田学園手をつなぐ親の会」の主催により『森田学園祭』を開催しており、多くの施設や団体、企業、地域住民の皆さまからのご協力とご参加をいただいております。昨年度まで夏に開催していましたが、今年

度からは暑い季節を避けて、秋の開催になりました。

今回のアトラクションでは、津

軽三味線発祥の地より「金木高等

学校・三味線部」、森田町を中心

に活動されている「よさこい知求

群会(ちきゅうむらかい)」、県内

各所で活躍中のバンド「藤楽団」

の、三団体を予定しています。ま

た、「ミスターZ・マジックショ

ー」も開催する予定です。

各種模擬店も設置し、おいしい食べ物からくじ引きまでバラエ

## ポリオ



- 月 日 11月11日(火)
- 受 付 午後1時～1時30分(当日受け付け)
- 場 所 鶴遊館
- 対 象 生後3か月～90か月未満の乳幼児

※このワクチンは、90か月未満までに、2回接種して終了となります。(41日以上の間隔をあけて2回接種)

## 献 血



- 全 血
- 月 日 10月17日(金)
- 時 間 午前10時～午後4時まで
- 場 所 ルネサスハイコンポーネンツ
- ※町での成分献血はありません。

◆問い合わせ先  
町民生活課 健康長寿班  
(内線134)

乳 幼 児  
健康診査

## 4か月児健康診査

- 月 日 11月5日(水)
- 受 付 午後1時～1時10分
- 場 所 鶴遊館
- 対 象 平成20年6月生まれ

## 10か月児健康診査

- 月 日 11月5日(水)
- 受 付 午後1時30分～1時40分
- 場 所 鶴遊館
- 対 象 平成19年12月生まれ

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

## 行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。十一月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

■十一月十日(月)

■午前十時～午後二時

■鶴田町国際交流会館

一階 102会議室

## 教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

□教育委員会

TEL (22) 2111

(内線210・250)

■月～金曜日 午前八時三十分

～午後四時三十分(土・日曜

日、祝祭日、年末年始を除く)

## タぐれ窓口

十一月のタぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■十一月七日、二十一日

いずれも金曜日

■午後五時十五分～六時十五分

■開庁後に戸籍抄本・謄本(午後

五時までに電話での申し込みが必

要)や印鑑証明書、住民票が必要

な方、町に対する苦情や意見、要

望のある方は、どうぞお気軽にお

いでください。